

(案)

物品売買単価契約書

公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、重油の売買について次の条項により契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）品名及び品質 A重油 J I S 1 種 1 号
- （2）単価（1リットル当たり） 円（消費税を除く）
- （3）契約期間 令和5年 月 日から令和6年3月31日まで
- （4）納入場所 甲の指定する場所
- （5）契約保証金 免除

（納入方法）

第2条 乙は、前条第3号の契約期間中、甲の発注あるごとにその都度指定する期日までに、物品を納入しなければならない。

（検査）

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、物品についての検査を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による納品書を受領したときは、乙の立会いを求めて検査を行わなければならない。
- 3 検査に要する費用及び検査のために変質又は消耗した物品の費用は、すべて乙の負担とする。
- 4 乙は、第2項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。
- 5 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

（危険負担）

第4条 乙が納入するA重油を使用したため甲又は第三者が損害を受けたときは、甲の責に帰する場合を除き、乙はその賠償の責を負うものとする。

- 2 前項の賠償額は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金の支払）

第5条 乙は、毎月20日までに前月に納入した数量を取りまとめ、甲の確認を得て、その代金を請求するものとし、甲は、乙の適正な支払請求書により支払うものとする。

（契約の変更）

第6条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、契約単価を変更することができるものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反し、そのため契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したいときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 水戸市上国井町3118-1
公益社団法人 茨城県農林振興公社
理 事 長 藍 原 伸 夫

乙